

# ストレスチェック実施方針

平成 28 年 5 月 1 日

株式会社ラポート

## 1. 実施する目的

従業員自身のストレスへの気づきを促すとともに、検査結果を集計・分析することで職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調となる事を未然に防止（一次予防）することを主な目的としています。

## 2. 実施に当たっての留意事項

### ①安心して受検できる環境づくりに努めます

外部事業者（産業医）に実施を委託します。診断結果については、本人の同意がない限り、事業者側が提供を受けることはありません。

したがって受検の際は、正直に解答するようお願いいたします。

### ②受検者の所属部署の責任者や、派遣スタッフの担当者にも配慮します

診断結果は、人事労務管理・健康管理能力の評価指標として用いられる可能性があるため、そうした責任者等に不利益が生じるおそれにも配慮します。

### ③安心して面接指導を申し出られる環境づくりに努めます

高ストレス者と診断された方が安心して医師の面接を希望する旨を申し出られるように配慮します。

### ④受検は任意です

受検や、面接指導の申出をしないことをもって不利益な取り扱いはいりません。

## 3. 実施の取組み

### ①実施時期

1年に1回ずつ、4月（2016年度は7月）にストレスチェックを実施し、その後速やかに医師面談対象者で面接を希望する者が医師面接を受けられるようにします。

### ②実施対象

原則、週所定労働時間が30時間以上の者（健康保険に加入している者）となります。

## 4. 実施体制

ストレスチェック実施者は 特定医療法人渡辺医学会 桜橋渡辺病院（産業医）が行い、社内の実施事務従事者と一体となって実施します。

以上